

令和2年4月8日

保護者様

足立区教育委員会
教育長 定野 司

緊急事態宣言に伴う区内保育所等の臨時休園について

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国が緊急事態宣言を行いました。これを受けて区では、原則、令和2年4月9日から5月6日までの間、全ての認可保育園（公立園、私立園、小規模保育施設、家庭的保育事業（保育ママ））で臨時休園いたします。

保護者の皆様におかれましては、多大なるご不便をおかけすることとなりますが、**新型コロナウイルスの感染拡大を最大限に防ぐためにも**、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※4月分以降の保育料の扱いについて

4月1日以降、登園した日数に応じて日割り計算を行い、差額を返還いたします（登園日が0日の場合は全額免除）。

事務処理方法等については、後日、改めてご連絡いたします。

裏面あり

緊急特別保育の実施について

1 緊急特別保育の実施内容

保護者が医療施設等社会生活を維持する上で必要な施設に関連する職務に従事しており、家庭での保育が著しく困難な保護者の方に対して緊急特別保育を実施いたします。

緊急特別保育を希望される場合、別紙1,3を4月9日までに園に提出してください。

【緊急特別保育を必要とする保護者の例】

世帯全員（18歳未満の子どもを除く）が社会生活を維持する上で必要な施設に関連する業種の従事者（医療施設、警察署、消防署、食料品販売施設など）、その他、ひとり親世帯等で、保育所での保育ができないことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者

2 実施条件

- (1) 給食提供（おやつ含む）はございません。ご家庭でお弁当のご用意をお願いします。
- (2) 延長保育は実施いたしません。
- (3) 原則、在籍園での保育となりますが、児童の預かり人数の状況によっては、他園での保育となる場合があります。あらかじめご承知おきください。
- (4) 園で感染者が発生した場合、保護者の家庭の状況にかかわらず、完全に臨時休園をいたします（当該園児は代替保育を実施しません）。